

令和2年度 第1回仙台市いじめ防止等対策検証会議

日時 令和2年8月19日（水）17:00～19:00

場所 市役所本庁舎2階 第4委員会室

出席 氏家靖浩委員（会長）、庄司智弥委員（副会長）、高橋恭一委員、
古川直磨委員、本図愛実委員

1 開 会

2 子供未来局長挨拶

3 報 告

・令和元年度の報告における「改善に向けた方向性」への対応について

4 検 証

5 その他

6 閉 会

<配布資料>

【資料1】令和元年度の報告における「改善に向けた方向性」への対応について

【資料2-1】平成26年9月事案 仙台市いじめ問題専門委員会 提言と施策の対応表

【資料2-2】平成28年2月事案 仙台市いじめ問題専門委員会 提言と施策の対応表

【資料2-3】平成28年2月事案 仙台市いじめ問題再調査委員会 提言と施策の対応表

【資料3】令和元年度いじめ防止等対策事業【一覧】【概要版】【事業単位個別票】

【参考資料】

- ・仙台市いじめの防止等に関する条例（抜粋）
- ・附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱（抜粋）

1 開 会

2 子供未来局長挨拶

○子供未来局長

本日は、ご多用の中、そして大変お暑い中、仙台市いじめ防止等対策検証会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

改めて私から申し上げるまでもなく、いじめは子どもの心身に重大な影響を与える、決して許されない行為でございます。本市では、子どもたちをいじめから守ることを市政の重要課題として位置づけまして、各種施策を進めているところでございます。これらの施策について不断の見直しを行い、実効性を確保していくことができますよう、昨年度策定いたしました仙台市いじめの防止等に関する条例に基づき、この会議を開催させていただくことといたしました。委員の皆様には、昨年8月の会議開催以降、専門的な見地から議論を重ねていただきまして、本市の事業について多角的に検証し、改善に向けた方向性をお示しいただいておりますことに重ねて感謝を申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の対応等のためにいろいろと調整をさせていただいたため、本会議のスタートが少し遅れぎみということになっております。そういったことから、今年度、様々な検証を重ねていただくに当たりましては多少タイトなスケジュールになろうかと思いますが、私どもといたしましても、未来をつくる子供たちがいじめに苦しむことなく、健やかに成長することができますよう、皆様からのご意見を具体の施策に反映させていくことで、いじめ防止等の対策をさらに効果的に推進してまいりたいと考えております。それぞれのお立場から忌憚のないご意見やご提案をお願い申し上げたいと思います。

本日は、時間も限られておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

ここで、新たに委員になられた方をご紹介します。

志賀委員の辞職に伴う、後任の高橋恭一委員でございます。

○高橋委員

高橋です。どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

高橋委員、よろしくお願いします。

また、委員名簿裏面のとおりに、本日は子供未来局、教育委員会事務局から関係職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、定足数の確認をいたします。本日は5名全員ご出席ですので、仙台市いじめの防止等に関する条例第54条の定足数を満たしていることを報告いたします。

それでは、ここからは条例第54条の規定により氏家会長にお願いいたします。

3 報 告

○氏家会長

会長の氏家です。今年度もよろしくお願いいたします。

まず、会議の公開・非公開についてお諮りしたいと思います。附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱に従いまして、本日の会議も公開として開催したいと提案したいのですが、皆様いかがでしょうか。

（一同・了）

では、会議は公開といたします。

次に、議事録署名についてですが、昨年度と同様に名簿順で、今回は庄司副会長にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（庄司委員・了）

庄司副会長、よろしくお願いします。

では、報告に移ります。少し間があいてしまいましたが、令和元年度の報告における「改善に向けた方向性」への対応状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（子供未来局次長兼いじめ対策推進室長）

昨年度、この会議で委員の皆様にご議論いただきまして取りまとめました報告書につきましては、今年1月に氏家会長から市長にお渡しいただいたところでございます。報告書では「改善に向けた方向性」というご提言をいただいております。私からは、この「改善に向けた方向性」に関する本市の対応についてお話しさせていただきます。

資料1をご覧ください。

初めに、（1）いじめ対策担当教諭についてでございます。

まず、①のいじめ対策担当教諭の有効活用についてでございます。3点のご指摘をいただきました。その対応でございますが、1つ目といたしまして、担当教諭の周知につきましては、ホームページや学校だより、保護者や地域の方々が集まる場を活用して周知を図っておるところでございます。2つ目として、担当教諭の事務分掌や授業時間数などについて適切な配慮を行うよう、各学校に対しまして改めて周知しているところでございます。3つ目に、担当教諭については、現在、中学校、中等教育学校、特別支援学校の全ての学校に配置しております。小学校につきましては、今年度は12校増やしまして101校に配置をし、段階的に拡充しているところでございます。今後もこうした配置の継続及び拡充を確実に図ってまいります。

次に、②の教員の質の確保についてでございます。4点のご指摘をいただきました。その対応につきましては、資料の2ページ目をご覧ください。1つ目といたしまして、全ての教員に対しまして定期的かつ実践的な研修機会を確保してまいります。2つ目として、今年度から新たに、教員の育成指標にいじめ防止、いじめ対応の項目を加えまして、経験年数に応じて求められる教員の姿を明確に示し、各学校に周知しておるところでございます。3つ目に、いじめ事案の対応事例につきましては、今年度に改定いたします「いじめ防止ハンドブック」に具体的な事例と対応方法を盛り込みまして、全ての教員に配付することとし、現在その作業を進めているところでございます。

続いて、③のいじめに関する情報共有についてでございます。2点ご指摘をいただいております。その対応でございますが、先ほど申し上げました今年度改定する「いじめ防止ハンドブック」に、学校間の適切な情報共有の方法を盛り込むこととしております。また、教育委員会における学校訪問の機会や学校への通知を活用しまして、情報共有の重要性や具体的な引き継ぎ方法について周知しているところございまして、このほか所属校種を超えた情報共有の仕組みについて検討してまいります。

次に、2ページ目中ほどからの(2)学校におけるアンケート調査についてでございます。

初めに、①のアンケート調査の実施についてでございます。3点のご指摘をいただいておりますが、その対応につきましては、1つ目といたしまして、児童生徒の声を受け止めつつ作業負担を減らせるような方策につきまして、メール等の活用での利点や課題などを踏まえながら検討を行ってまいります。2つ目として、教育委員会が実施しております「いじめ実態把握調査」について、学校からの報告項目を見直しまして

学校の作業負担の軽減を図ったところでございます。3つ目に、アンケートの本来意義につきましては、教育委員会における学校訪問の機会を捉えまして周知を図っているところです。今後は、新型コロナウイルスに関連した動向を見定めながら開催することとしております研修の場なども活用しまして、引き続き啓発してまいります。

資料の3ページ目をご覧ください。

②のいじめ認知後の対応についてでございます。いただいたご指摘への対応でございますが、1つ目としていたしまして、教育委員会における学校訪問や研修等の機会を捉え、いじめ認知後の迅速かつ適切な対応について啓発を図ってまいります。2つ目として、いじめ事案発生時の教育委員会からの職員派遣を引き続き行ってまいります。3つ目に、今年度改定いたします「いじめ防止ハンドブック」に具体的な事例や対応方法を盛り込んで活用しやすくする等、学校におけるいじめ対応への支援を継続してまいります。

最後に、(3)いじめ相談の多様なあり方についてでございます。

3点のご指摘をいただいております。その対応についてでございますが、1つ目といたしまして、昨年度、児童生徒や保護者からいただいたご意見を参考として相談窓口リーフレットの内容を見直し、作成、配布したところでございます。今後も、相談のしやすさの視点も踏まえ、相談窓口の周知について工夫してまいります。2つ目として、相談窓口の連携の強化につきましては、現在も様々取り組んでいるところではございますけれども、個人情報の取り扱いを含め引き続き連携を深めるよう、そのあり方について検討してまいります。3つ目に、相談体制のあり方につきましては、今年の6月に法律や心理などの専門家を中心といたしました新たな相談窓口でございます「仙台市いじめ等相談支援室S-K-E-T」を開設いたしまして、相談者に寄り添いながらその悩みの解決に向けた対応を行っているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○氏家会長

ありがとうございました。今、事務局から報告をいただきましたが、委員の皆様からご意見やご質問がありましたら受けたいと思います。いかがでしょうか。

○庄司副会長

私から幾つか質問をさせていただければと思います。(1)の①、いじめ対策担当教諭の有効活用との関係ですが、対応の2つ目のところで、週10時間程度とするなどの適

切な配慮を行うように周知と書かれています。新型コロナの問題もあって、実際どのようになっているのか実はよく分からないというか、なかなか難しいところがあるのではないかと思います。現状の確認というのはどこかの部局でやっているのでしょうかというところがまず1点目でございます。

○事務局（教育人事部長）

昨年時点での指摘を受けまして、私どものほうで、学校に教職員が配属される時点で様々な教育の役割が決まりますので、4月時点で、いじめ対策担当教諭の授業持ち時数がどれくらいなのか学校にヒアリングいたしまして、提出いただいたという中身がございます。いじめ対策担当教諭は中学校では全校配置になっていますし、小学校では昨年度の89校から今年度は101校に増えました。その中で見てまいりますと、ちょっと正確ではありませんが、いじめ対策担当教諭の授業時数が10時間程度を明らかにオーバーしている学校につきましては、昨年度は28校ほどありましたが、今年度4月時点では18校ということでございます。その中でも特に増えている学校につきましては、教員の病気休暇があったり、産休があったりするなど、教員のやりくりの状況がありますので一様ではありませんが、一応数字をふまえて学校に状況を確認するといったことを行っているところでございます。

○氏家会長

庄司副会長、いかがでしょうか。

（庄司委員・了）

○庄司副会長

引き続きの質問で申し訳ございません。全体的に検討していくとか検討を図っていくというような対応が予定されているところが書かれています。検討していくというだけでは実際に対応にはまだ至っていないということになります。検討をずっと続けているだけでは全然足りないということになりますので、検討のロードマップというものも変ですけども、いつ頃までにその検討結果を明らかにして施策として反映させるのかというような見通しは、各対応策の部分である程度決まっているものでしょうか。

○事務局（教育相談課長）

資料の該当する場所として、③のいじめに関する情報共有について「所属校種を超えた情報共有の仕組みを検討していく」という記載がございます。これにつきましては、

昨年度末の段階で学校間の引き継ぎに係る通知を既に発出しておりまして、例えば中学校での入学時の引き継ぎの方法、あるいは小中間で年度末だけではなく平常時の学校職員の交流を通して、あるいは書面で行う引き継ぎに加えて対面による口頭での引き継ぎをするなど具体を例示しながら、各学校に通知しているというところがまず1点目としてございます。

2点目として、(2)の①アンケート調査の実施のところでは、いじめ実態把握調査の報告項目の削減につきましては、昨年度中にこの会議での議論があった段階で前倒しをしまして、項目の変更、具体的には記述式で報告いただく部分を変更して学校の負担を軽減するというところで実施済みでございます。それから、メールを活用した利点、課題につきましては、例えば、子供たち自身がデータを入力して、それについていじめの有無を報告する形式というもの、これについては様々な発達段階もあって可能なのか、あるいはそれに対するプラスマイナスはどうだろうか、この点については検討する必要があるとまさに思っており、今年度中にこれについては有効性も含めて考えていきたいというところではございました。

3点目です。3ページ目になりますが、(3)いじめ相談の多様なあり方というところでは、教育委員会、学校、相談窓口と情報共有の連携のあり方の検討を行っていくという部分になりますが、これにつきましては、まず連携のあり方として、本市としては、学校と関係機関の連携のベースとしてすでに非常に強固なものがあります。例えば、学校と警察による学警連の中で、年間数回行われる情報交換の中に児童相談所の職員や子供相談支援センターの職員、それから教育相談課の職員が入って情報の共有を定期的に行っており、顔の見える連携のベースがございまして、関係機関同士の顔の見える連携としても、そういった関係機関同士で構成する仙台市青少年対策六機関会議等で年間数回の情報交換の場を設けており、連携のあり方についてはそういったベースもございまして、今回、こういったベースに加えて、いじめ対策推進室において、各相談窓口に入った相談内容を共有する様式を一本化するということも加えられておりますので、ここに示された連携の在り方ということに関しましては、具体的にはもう既に実施に向けて進めているという状況でございます。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

私から今の3ページ目(3)の相談窓口の連携について教育委員会以外の立場から2点ほどお話しいたします。今ほど、市役所内部での情報連携やその様式について話が

ありました。これは昨年からの取組みでございまして、区役所の窓口や児童相談所といった専門機関など、市役所内の各相談窓口にいじめに係る相談が寄せられた場合の手順を整理し、各窓口と教育委員会、そして学校が相談内容ですとか対応状況を共有する枠組みをつくりまして、昨年4月から本格的に実施しております。

2つ目として、今年6月に開設しましたいじめ等相談支援室S-KETの動きについてです。S-KETの開設に当たっては、学校に対しては校長会の場に出向きまして直接に窓口の説明をいたしましたほか、教職員に対しましてチラシ、リーフレットなどで周知を図ってきました。そのほか、警察や児童相談所、アーチルなどの関係機関に訪問して回り、中には相談員の研修の受け入れなどにもご協力いただいております。今後の取組みとしまして、学校や関係機関を対象に四半期ごとを目安に「えすけつと通信」という機関誌を継続的に発行して、学校等への周知浸透を図っていくこととしております。また、ここに書いてあります個人情報の取り扱いですけれども、S-KETでは相談者からの情報共有の同意を得た上で学校等と必要な情報を共有することとしておりまして、実際に解決に向けて連携を図って対応しているところです。この窓口の連携につきましては、現在行っております様々な取組みの継続、そして定着を図っていくことをベースにしながら、さらに連携を深めていく取組みを検討していきたいと考えております。

○氏家会長

庄司副会長いかがでしょうか。

○庄司副会長

今の点について確認ですけれども、宮城県あるいは仙台市といった公的な機関の相談窓口については、様式の統一などの形で具体的にもう始めていただいているということですが、パンフレットなどでご案内いただいている中には、いのちの電話やチャイルドラインなど、そういったところもあるので、そちらのほうとの連携をどうするのかというところも1つ課題になってくるかと思えます。この点についての検討はまさに今やっぴらっしゃるというような理解でよろしいですか。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

まさにそういったところは課題と考えておりますので、外部の相談窓口にも私どもも訪問するなどして、まずは意見交換を行っていききたいと思っております。

○氏家会長

委員であるとか会長であるとかという立場なのか、一人の市民の立場なのか、私どもも会議での検証を経て、昨年、1月に市長に報告したわけですから、変われるところは劇的に変わっていただきたいという思いがあります。ただ、当然、実践というものの積み重ね、特に教育現場というのはA小学校とB中学校が全く同じコンディションでやっているわけではないと思いますので、やれること、やれないことがあります。あと、大人がいじめと捉えていることと子供が不快に思っていることは全然次元が違うだろうと私は常々思っています。ですから、大人がいじめのことをこれだけ心配しているんだよといっても、私たちから見てのいじめと子供たち自身が苦痛に思っていることは違うかもしれませんが、子供たちには「これはいいよ、私たち自分で頑張るから」などと自分を追い込まないでほしいと思うところがあります。ですから、スピーディーに動かなければいけないと思っていますが、場合によっては、どんなに工夫してもなかなか変えられないというところがあっても私はおかしくないのではないかと考えています。この会議に返されなくてもかまいませんが、いろんな意味で提言として出たものについて、やはり現状としてはなかなか次のステージには上がれないものがあるというのをいつでもざっくばらんに話せるような場が、先生方同士はもちろんのこと、教育局であり子供未来局の中でもあって、あなた方の提案はこういうふうに出されたけれども、やはり現場としてここら辺あたりは困難であるということ、だからやらなくていいということではなくて、じゃあどうすればいいかという方向に流れが動いてくれたらいいのかなという思いでありました。

庄司副会長が今言ってくださったからというのがありますけれども、文末表現はやっぱりこうしかならなかつたかなという思いがありました。ある程度仕方なしかと思っただ部分もありますけれども、庄司副会長の言わんとすることはじゃあどうするのかというところですから、困難が伴うところはそれがなぜなのかというのが常に話せるような、大人のほうもコミュニティーでありコミュニケーションが築けていけるといいのかなということを一言添えさえていただきたいと思います。

庄司副会長からのご質問ということでありましたけれども、回答もいただきましたので、まずこの報告に関しての話題は一区切り入れさせていただきたいと思います。

4 検 証

○氏家会長

それでは、本日の主題となります検証に入っていきたいと思います。

この会議は、昨年度が初年度で、ちょうど昨年8月からスタートしておりますが、今年度の検証の進め方につきまして、確認をしながら進めてまいりたいと思います。

まず、昨年度の会議の中で、自死事案に関していじめ問題専門委員会といじめ問題の再調査委員会から示された再発防止等の提言があり、それが仙台市の施策に反映されているかどうかを検証する場というのがないのではないかという意見がありました。恐らく現状でいきますと、やはり施策のチェックということでいくと、この会議がチェックする場としてふさわしいのではないかというところで合意を得たと思います。

この間、委員の皆さんとも何度か確認させていただきましたけれども、恐らく幾つか仙台市として重い教訓を得た中で、内容自体は法律に基づく第三者委員会からの答申という形で個別事案の内容を踏まえた上で提言されたものだったわけですから、提言された内容をさらに遡ることはしないと。提言されたことについてはこの場で議論はいたしませんけれども、答申自体の再発防止等の妥当性であるとか、なぜそこに至ったのかという議論はこの会議ではいたしませんということを昨年も確認させていただきました。

昨年も議論になりましたが、政策としてもともと立ち上げられているものなのか、調査委員会からの提言を踏まえてのものであるのか、そのあたりが還流しているといえますか、混ざっているところがありますけれども、少なくとも私どもがこの会議として丁寧に議論したいと思うのはあくまで施策への反映状況なので、これまで再調査委員会等が扱ってきた、さらにそこから前のほうには戻らないということだけは今日また確認させていただきたいと思います。

再調査委員会等から出されている提言が仙台市のこれまで出している施策あるいはその後いろいろな工夫された中にきちんと反映されているかどうかということについて、この会議としては検討を進めていきたいと思います。

もう一つ、ここが重要なところになりますが、基本的に前年度の施策についての確認ということになるものですから、今回対象とするのは、平成26年、平成28年の事案に関しての答申を対象とさせていただきたいと思っております。ここまでが一応答申から施策に関しての一通りの経過が完成しているものですから、平成26年と平成28年の事案についての答申を検討の対象とさせていただきたいと思います。

以上のことを踏まえた上で、昨年度もこの場でも確認をしたつもりではありますけれ

ども、検討を進めてまいりたいということに関して、委員の皆さんから何か特にありますでしょうか。

(一同・異議なし)

ここはよろしいですね。あまりにもいろいろなことについて振り返っていても話が進まないものですから、一応ここからスタートさせていただきたいと思います。

では、これから今日の議論の進め方についてです。この会議がもともと本来担っている役割、本日も資料として、参考で入れてもらっておりますけれども、基本的に前年度の事業の検証をするということにはなっておりますけれども、今年度、進め方は若干昨年とは違う進め方をせざるを得ないのではないかと思います。過去の答申で示された再発防止策の提言が仙台市の施策に反映されているかどうかをまず確認しなければいけないと思いますので、この部分についての資料が、以前から委員の皆様はご覧いただいているかと思いますけれども、平成26年、平成28年分の提言について施策に反映されているかどうかの確認をしたいと思います。それから、これらのチェックの中で、令和元年度の事業について改善が必要と思われるものについての論点を整理するのが今後の課題になるかと思います。

特に今日の最大のタスクといいますか、目標ということになるかと思いますけれども、次回以降これを議論したいというところについてたどり着けたらと思います。少なくとも今回見なければいけないというところは一通り洗い出しをかけて、可能ならば次回からは中身について入っていきたいと思います。可能ならばというよりも進めなければいけないわけですが、まずは今後の論点の整理の守備範囲の確認が今日の大きな役割になるかと思います。改善が必要な点についてピックアップできるのであれば今日ピックアップした上で、第2回目には提言に向けてということで中身に入りたいと思います。

各施策で既に仙台市が出していたものと、再発防止のためにということで検証委員会が出したものとすり合わせを、昨年度はあえて今年に宿題として残してしまった部分がありますので、時間をうまく有効に使いながら進めてまいりたいと思います。事前に事務局には資料を用意してもらいましたけれども、まずここまでのところの整理につきまして、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(一同・了)

では、内容に入ってまいりたいと思います。

お手元に資料がそろっているかと思いますが、過去の答申の提言部分の施策への反映状況についての検証をまず進めたいと思います。3つの答申や提言があります。1つずつ分けて検証を行いたいと思うのですが、資料2というところで大きく2-1、2-2、2-3があるかと思いますが。資料2-1は平成26年9月の事案についてのいじめ問題専門委員会からの提言に対する反映状況ということになっております。他の事案と重なる部分も出てくるかと思いますが、まず平成26年9月事案につきまして、市の施策としては未実施または不十分と思われるところがあれば、挙げていただくということになります。この形で3つの委員会から挙げられている項目についてそれぞれ委員の皆様から確認事項なりご意見を受けていきたいと思います。

自由な討論というのもいいのですが、それでは3つの提案がまたぐるぐる回ってしまって先に進まないものですから、資料2-1から順に進めていきたいと思います。古川委員、本図委員、高橋委員、庄司副会長という順番で、お気づきの点について触れていきたいと思います。古川委員、お願いします。

○古川委員

私のほうから資料2-1について、対応表とそれぞれの個票を確認させていただく中で気づいた点について申し上げさせていただきたいと思います。

まずは、対応表No.2の施策でいうと上から2つ目、アンケートについてでございます。アンケートについては昨年度もこの検証会議で話題に上ったところでして、先ほども対応をということで報告いただいたところでございます。これを受けてというところになります。個票に記載されている14番、21番、いずれについてもアンケートでして、かつ学校独自のアンケートが年4回実施されていると。アンケートの設問内容に大差がないというのであれば、2系統のアンケートがあるということで労力が無駄になっているのかなという印象を受けております。特に、個票21における課題と今後の対応の記載内容として「現在各学校では、当調査以外の学校独自アンケートを年4回程度実施しており、教育委員会に年4回報告する「いじめ事案報告」において反映させている学校が多い」とありますが、学校側としてもダブリが多いということを確認している証左ではないのかなと思います。

今回の対応ということで先ほどご報告いただいた内容として、アンケート本来の意義等について啓発を図るとなっていますが、どうしても啓発を図るというような内容ですと、上からの押しつけのような形になって、結局は2系統のアンケートというのは

継続されてしまうのではないかと思います。この点が課題かと認識しております。

続いて、対応表No.4の施策としては上から4つ目、対応個票としては16、19、34という記載がありますが、個票の内容を見させていただいて実施されている現場というのをイメージすると、どうしても16と19の違いというのがよく分からない。内容を拝見しますと、19の相談件数が16に比べて桁違いに多い。ちょっと分からなかったところが、相談の対象者の構成がどうなっているのか分からなかったのですが、今実施されている内容を拝見する限りだと19と16というのはダブリに見えてしまって、19だけで事足りているように見えてしまっている。この点も課題かと感じております。

資料2-1について私から最後になりますけれども、対応表No.8の施策でいうと1つ目でございます、これも対応する個票が非常に多い内容でございます。それぞれ提言、そして施策、さらに個票を拝見させていただきましたが、22の対策支援員、23の対応相談員の役割の違いというのが少し見えにくい。別個の施策として実施する必要性があるのかという疑問が残ります。

さらに言うと、個票27、28、29、30、31についても、この中で一番私が教育の分野で門外漢とは言いつつも、昨年度から1年間いろいろ勉強させていただきましたけれども、それぞれの専門の方たちの立ち位置、位置づけ、役割というのが分からないというような状況ですので、これを利用する側の、特に児童生徒やその保護者、地域というのは余計に分からないのではないかという印象を受けたので、ダブっているのであれば集約したほうが良いと思うし、それぞれ別個に明確な目的、位置づけというのがあるのであれば、それはやはり強調して広報しなければならないだろうというところを課題として認識しました。

私からは以上でございます。

○氏家会長

ありがとうございました。各委員から一通り出してもらいますので、本図委員、お願いいたします。

○本図委員

私はNo.2の個票13番についてまず大変大事だと思っておりまして、命と絆プログラムをまとめて配付というところが大変大事だと思っていて、どれぐらいまでこのプログラムの今後の有効性というか、実践例を取りまとめて配付だけではなく、その後の活用というところはどんなふうに理解したらいいのかなというようなところを感じまし

た。

それから、同じくNo.2のところの個票10番ですが、この中にいじめ対策担当教諭の研修も入っていますが、ここも含めて発生した後の対応も大事ですが、研修のいろいろなところで、このいじめ対策担当教諭も含めて未然防止にどうしていったらいいのかという、そこを考えていただけたらなというような、中身がどうなのかなということと、全体に、私の稚拙な自分の学校のあり方に関する思いとしては、学校提案型というか、昔、中教審答申で自律的な学校運営なんていう言葉がありましたが、教育委員会の先生たちがいろいろ、あるいは仙台市の中でいろんな統一的な標準的なあり方ということをご提示していただいた上で、でもそれは目安として、学校で自分たちが学校をつくって、いじめの防止ももちろんのこと、先生方お一人お一人が学校をつくっていくという意識じゃないときっといいものにならないのではないかなというような、そういう見方をしているので、こういった研修やりましたというようなところも、質といいますか、先生たちが本当に自分たちで提案していい学校に変えていこう、いじめをなくす、未然に防止する学校にしていこうというふうにできているのかなというようなところをお聞きしたいと思いました。

それから、同じくNo.2ですが、ポツの5つ目の情報モラルについては大変重要なことだと思っております、そして、見てほしい保護者の方が必ずしも見ているわけではないので、ぜひ、予算が130万しかと言うと失礼ですけれども、仙台市の規模からいったらもっと、いろんな形で親に対しても啓発していくという意味も含めて、保護者リーフレットの印刷製本費が105万しかないので、もう少しかけていただきたいなというようなことを思いました。

全て、いじめ問題専門委員会の提言についていろんな施策がある点については妥当だと、これが入っていることは妥当だという上で、でも質ということを考えるというような点でございました。

それから、No.4に参りまして最初のところの個票33番ですけれども、これはどんなシートなんだろうと思って、今回の宿題だったので事前にホームページを拝見してとてもいいなと思いました。チェックをしてもいいし、しなくてもいいし、でも一覧になっていて、ホームページでも見られるのでとてもいいなと思いましたが、これも100万ぐらいしか予算をかけておられず、やっぱり何度も何度もいろんなところで地域にも配っていただきたいですし、地域の回覧板なんかでも回していただきたいなというふ

うに思いました。

それで、そんなところではたと気づいたんですが、子供未来局ですごく充実したホームページで取組みの案内をしておられて、あと教育委員会でもつくっておられて、それぞれが充実していて、私は多元的に、無理して統合しないほうが、それぞれ機動的にこれを出していこうという情報があったほうがいいので、むしろ統合しないほうがいいと思うんですが、でももうちょっとリンクしていただけると、それぞれが充実しているのでこれで終わりかと思ってしまうので、そこを充実していただけると思いましたし、子供未来局のほうのホームページで学校の実践に行けるんですけども、そこに行くときややトーンダウンする場合もあって、これどうしていじめの対応なんだろうというのもリンクになっているような感じもありますので、メンテナンスが大変かもしれませんけれども、そこもやっていただけるといいなと思いました。

それから、No.5に行きまして、一応今のところ結構褒めていて今日は教育委員会の先生方に心証がいいかなと思うんですが、ところが個票32番についてはちょっと分からなくて、これは、予算ゼロベースですけども、どういうことを具体的にやっているのか、意見交換の場の設定といっても学校ごとにやってくださいということなのか、ここはお聞きしたいところでした。仙台市では協働型学校評価をやっておられるので、協働型評価と関連させているんだということではもちろんいいと思うんですが、そういう記述もなかったもので、新たな意見交換の場を設けなくても、これまでいろんなチャンネルでやっていらっしゃるところにバージョンアップということでもいいと思うんですが、ご説明いただけたらと思いました。

あと、No.7の管理職候補者を含めた学校の危機管理というところで、市・教育委員会の施策として「主幹教諭やミドルリーダー等」という言葉もあるんですが、この人たちが管理職の候補者になっていくと思いますが、この方々の危機管理能力の対応という点で、それで学校の中でも実際の実務を、ベテランと若手をつなぐ大事な層だと思っております、じゃあどんなふうにならなくて本当に未然防止ということの屋台骨になっておられるのかなという思いで読むと、個票10番のあっさりした書き方になっているので、ちょっとそこは、実際いろんなことを実はやっていらっしゃるのも存じ上げているんですけども、ちょっとそこは残念かなというところでした。

それからあと質問ですが、No.8に行きましていじめ対策専任教諭・児童支援教諭は、今冒頭、週10時間のというお話がありましたが、この方々が学校の中で大事な役目を

担っていて、キャリアステージとして考えていくときにも、こういうことを任されてこういうことができたという、そういう要素になり得るような、そういう仕掛けになっているのかどうか。この方々の、先ほど申し上げました提案型の学校を変えていこうという、変えていく力の、もちろん校長先生をお助けしてということですが、そういう動機づけになるような仕掛けがあるのかどうか。こんなのやらされることになっちゃったと教員のほうが思うのか、期待してもらって頑張りたいなと思うような仕掛けになっているのかというところはお尋ねしたいところでした。

○氏家会長

ありがとうございました。高橋委員、お願いします。

○高橋委員

学校現場の立場からということでお話ししたいと思います。

資料はNo.2に関連するところです。いろいろな内容について提言されていますが、その中の「具体の事例を用いながら、チーム対応の確認」。市・教育委員会の施策からするとポツの5つ目ですね。いじめの定義を確認し、どこにでも起こり得るものであるとの認識の下、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴え等、素早く情報を共有して組織で対応するということを教職員に周知している。まさに26年9月事案も28年2月事案もサインは出ていたと。ただ、それを適切に認識して、組織として適切に情報共有して対応までつなげていったかという、そういったところに課題が見られているという認識でいます。

本校では、4月の会議で、いじめゼロを目指すのではなくて、それも大事ですが、いじめ見逃しゼロ、これをしっかりやりましょうという話をしています。ですから、記録ノートに書いてくるケースもあれば相談を受けるケースもあれば、日常を観察していてちょっと何かおかしいなというのを拾ってくるケースもあります。そういった状況で認知したケースについて、その日のうちに校長室に関係職員に集まってもらって、そこで情報を共有してプランを練るという形で進めています。やっぱりそういうふうに初期対応がうまくいっていると、困難化もなかなかしないでスムーズに対応していけるのかなと感じています。もちろん保護者への連絡であるとか、なかなかご理解いただけないなど、そういうこともありますけれども、ただ、職員がそういう姿勢で、温度差なしで、組織で共有してやっていこうと、そういったところが非常に大事だなと思っています。

現場からすると、それは永遠の課題なような気がします。やっぱり検証を受けてマニュアルはこうですよとかこれが大事ですとなっても、例えば軽微な事案とかそういったものが目の前で起こっていても、それをしっかりと認知できない学校であったり組織であったりすると、やはりそれが困難化していくことになる。今、研修はかなり手厚く進められていますが、結局、ミドルリーダーの研修はミドルリーダーだけ、管理職は管理職だけ、若手は若手だけという、やはりそこで終わってしまって何となく限界があるように感じています。例えば少し発想を変えて、中学校を例えば二、三校、そして中学校区の小学校の全ての先生方というわけにいかないの、例えば各学年の先生方、もちろん管理職も含めて、そういったブロックで集まった実践的な事例研修をやり、管理職も若手も同じ場で一つの事例に対してどう対応していけばいいのかと、そういった議論ができるわけです。そうすると、それを学校に持ち帰って全体のものにできると思います。そういった永遠の課題の部分について、何とか全市の学校で動けるように、そんな取組みができたらいいなということでNo.2の部分についてお話をさせていただきました。以上でございます。

○氏家会長

ありがとうございました。庄司副会長、お願いします。

○庄司副会長

私からは、まさに提言の内容と施策の反映状況というところで、文言からいきたいと思います。

またNo.2で申し訳ありませんが、No.2の提言の書き方というのが、各学校は生徒指導の問題について研修を年度当初に行うと。特に研修においては、いろいろ書いてありますが、子供の深層心理に関する理解を含むことと書いてあって、学校が先生方に対していろんなことをきちんと理解してくださいねという研修をやってほしいという提言だろうと思います。ところが、ここでいう施策に書かれているのが、1つ目のポチと2つ目のポチ、あるいは下の2つですね、6つ目と7つ目というのは、残念ながら学校が先生方に対して行う研修の中身になっていない。ですから、提言の内容と施策の内容が全くかみ合っていないと私は理解しました。

特に問題が大きいと思ったのが、提言の中身で「特に研修においては、震災、テレビゲーム、スマートフォン等の影響を含む、発達段階を踏まえた子どもの深層心理に対する理解を含むこと」と書いてあるんですが、そのあたりについての研修をどのよう

に行っているかというところが施策には全く書かれていなくて、提言で求められていることに対応していないように読めてしまう。恐らく個票の10番も、研修という中に含んでいるという趣旨なのかもしれませんが、研修は、先ほど本図委員からもありましたけれども、中身が大事ということになりますので、こういった研修が、テレビゲームとかスマートフォンとかの影響を踏まえたものになっているのかなっていないのかというところをチェックするのが大事であると思いました。

あとは、前半部分でいうと、チーム対応の確認とかスクールカウンセラーの活用というところがありますけれども、これについては4つ目のポチでスクールカウンセラーというところは含まれているので一応対応しているようには見えますが、後半部分がちょっと提言とかみ合っていないので、ここはどうなのかなと気になったところがございます。

同様に提言の内容とのかみ合いというところでいいますと、No.6の部分ですけれども、教育委員会は校内研修の実施内容を点検し充実を図ると書いてあって、校内研修が実施されているのはそれを前提として、それを教育委員会で点検してチェックをして、それをより充実させるようにしてくださいとなっていますが、施策の内容を見ると、教育委員会側からいろんな研修をしますというところであって、学校でどういう研修が行われているのかという確認がどうも行われていないように見えるというところがございます。一応2つ目の施策のところ、中に学校の組織体制や校内研修等の取り組み状況の確認というのは書かれていますが、単位個票を見ると記載がないので、バックアップとか吸い上げとか、学校側でどういうことをやっているのかというところのフィードバックが十分になされているのかどうかというところに若干の疑問があるかなと思いました。

あと、No.7の提言については、管理職候補者を含めて管理職の学校危機管理能力の伸長を図る施策ということが書かれていますが、実際に行われているのが単位個票としては10番で、研修ということになっています。研修の中身ということで、現場の先生として考えたときにどうなのかというのはちょっと私も正確には分かりませんが、少なくとも担任を持っている先生あるいは顧問として対応している先生と、学年主任だったり教頭だったり校長だったりやるべき対応あるいは担うべき業務というのは全然変わってくるはずですけれども、同じように10番の研修というところにくくられてしまったのでは、きちんと行われているかどうかというのが見えないというところが

あるかなと思いますので、そこをきちんと確認していく作業というのが必要になるかと思いました。

○氏家会長

庄司副会長の触れた内容でいうと、「学校が」の主語の部分がちょっと軽んじられている形ということでしょうか。

○庄司副会長

提言でこういうことをやってくださいということに対して、研修というところに全部まとめられてしまっているのも、その研修の中身というのが施策からは読めないというところに問題があると。そこが、本図委員のおっしゃる研修の中身が大事というところとも重なるとは思いますが、そこをきちんと確認していく必要があるのではないかと思います。

○氏家会長

ありがとうございました。今は資料2-1について、触れるべき課題について、各委員のお立場を踏まえた上で指摘をしていただいたかと思います。資料2-2、2-3と一通り発言いただいて、その後、まんべんなくなるか、それとも話題が集中するところに少し焦点を絞ってもらってもいいと思います。まず資料2-2、2-3と2周進めたいと思います。資料2-2については本図委員、高橋委員、古川委員、庄司副会長という順番にさせていただきたいと思います。本図委員、資料2-2についてお願いします。

○本図委員

資料2-2は、平成26年に起きたものを踏まえて、重ねて言っているところなので、先ほど申し上げたところに尽きるんですけども、もう1点だけ、No.21のいじめ対策専任教諭のところ、労働環境の改善も図ることというときに、先ほどは動機づけと申し上げましたけれども、労働環境の改善という点は、去年いろんな働き方改革の一環の中でお話を聞いておりましたが、今回書いてある市・教育委員会の施策という点で、この黒ポツ2つ目でいうと、労働環境の改善というところまではちょっと読みにくいかなというところがございました。細かな施策のあり方のところについては先ほど申し上げたことと同じです。以上です。

○氏家会長

ありがとうございました。高橋委員、お願いします。

○高橋委員

No.18のスクールカウンセラー、それから、今、本図委員からあったNo.21の人的支援及び教職員の労働環境、この2点についてお話しいたします。

まずスクールカウンセラーですが、市教委でも待遇の改善であるとかそういったことも進めまして、拡充が進んでいるということは理解していますが、ただ、現場のほうからすると、やはり様々な心のケアが必要な生徒であるとか医療が必要な生徒であるとか、印象的には段々増えている状況にあると思います。本校のスクールカウンセラーも、週1回ですけれども、毎回満杯な状況です。やはりそういったところからすると、学校規模であるとか状況に応じてさらなる拡充をぜひ進めていただければと思います。

あわせて、人的配置についてですが、これも例えば30時間の非常勤講師であるとか児童生徒支援加配、それから養護教諭も学校規模に応じての複数配置であるとか、今後そういったマンパワーの充実をぜひ進めていただきたいと思います。

○氏家会長

ありがとうございました。古川委員、お願いします。

○古川委員

私からは対応表のNo.14について、言葉尻を捕らえるようですけれども、施策としては校内研修で活用するよう働きかけているとして、対応個票10と記載がありますが、個票10の内容を見ると校内研修というようなところには触れられていないので、やっていないのではないかとこのところが気にかかっています。言葉尻を捕らえているだけであればいいのですが、やっていないとするとどうなのか課題として認識しました。

続いて、2-2についてはこれが最後ですけれども、対応表No.20の上から2つ目の、施策としてはPTAと連携の上であるとか保護者を対象としてというような記載があります。これもちょっと言葉尻を捕らえたようなところになるかもしれませんが、個票の10番であったり33番には保護者を対象とした研修に触れられていないので、実施がされているのか疑問を感じるというところでございます。以上です。

○氏家会長

ありがとうございました。庄司副会長、お願いします。

○庄司副会長

2-1とつながっていたり、あるいはほかの先生方とかぶっているものはできるだけ

省こうと思います。No.14と15というのは結局研修の内容の話ということで、実際にどういう研修が各学校においてなされているのかというところのチェックが大事だろうと思います。特にNo.15では、中学生の発達段階の特性を踏まえた教育相談の知識とスキルの向上を図ることが言われているので、そういった教育相談をどのようにやるのかというところの研修がなされているのかどうかという話になっていくのかなと思います。

No.16の話ですが、これは養護教諭の重要性というところで提言がなされたと思います。養護教諭が中心的な役割を果たすようにするということが求められている提言ですが、どのように役割を果たすようになっているのかというところが実はよく分からないというところになります。施策の内容からすると、養護教諭の役割を校務分掌に位置づけるようにしましたとか、あるいは研修の充実ということで書かれてはいますが、養護教諭の役割の関係で単位個票を見ると実は平成26年からの内容になっていまして、そうすると事案発生前からの事業ということになってしまうので、養護教諭の役割が平成28年事案を踏まえて変わっているのかどうかというところが見えないということになります。そうすると、具体的に養護教諭の役割というのをどういうふうに変えているのかというところがまさに提言に対する対応としては重要になってくるのではないかと思います。

あとは、No.19、20、21もそうですが、No.19については、専門家会議のほうの話で人員拡充に努めることというふうに書かれていますので、その人員拡充がどのようになされているのかというところが明らかになる必要があるかなと思ったのと、あとは、No.20については先ほど古川委員からのお話がありましたし、No.21については、本図委員からお話があったように、実際の提言についての回答としての施策になっているのかどうかというのが単位個票からは分からないというところが問題かなと思いました。

○氏家会長

ありがとうございました。もともと2-1からつながる部分が大いわけですから、これは2-2だけで見るとではないわけで、逆を言うと、2-1で言ったことであつたとしても、2-2のほうでまた強調された部分もあつたかと思いますので、今一通り触れていただけたかと思います。

2-3の資料まで一通り触れたあと、事務局からの回答をいただきながら中身について少し絞り込みも図りたいと思います。2-3の平成28年事案を受けた仙台市いじめ

問題再調査委員会からの提言と施策の対応について進めてまいりたいと思います。2-3については、高橋委員、古川委員、本図委員、庄司副会長という順番でご意見をいただきたいと思います。高橋委員、お願いします。

○高橋委員

まずNo.23ですけれども、これについては資料2-1のところでお話しさせていただきました。同じ内容で、重複しますので割愛します。

ここでは、No.26、生徒の問題意識の向上というところです。冒頭、教師がいじめ見逃しゼロを目指して、組織でしっかり対応することが大事だという話をしました。一方で、生徒自身も、自らルールとリレーションのある安心して過ごすことのできる居場所であるとか、そういった雰囲気をつくり出していくということも現場では重要だと思っています。現場ではこの2つがいじめ対策の両輪であると自分としては考えています。本校でも、それから仙台市内の各学校でも、生徒会や児童会を中心とした取り組みを先生方がサポートしながら進めているかと思いますが、こういったところをもっと活発化していけるような仙台市としてのバックアップであるとか、それから、これまでリーダー研修会とかいじめ防止「きずな」サミットとか、そういった取り組みもしていただいております。そういったものをより実効性が出てくるような内容で工夫していただければ、大変ありがたいと思っております。以上です。

○氏家会長

ありがとうございました。古川委員、お願いします。

○古川委員

私からは、対応表No.24の1つ目のポツに関してでございます。これは、提言に、具体的にこれを実践できるようにするため、質・量ともに適切な人員配置を行いという記載が提言でされています。施策としては「35人以下学級を拡充し」云々という記載がありますが、提言を発出する側が想定していた適切な人員配置とは何なのだろうかというところが少し疑問でした。

次に、対応表No.29について、これについては資料2-3を見ていただくと分かる通り、事業単位の個表が特段ひもづけられていないものです。ただ、内容としては施策として実施されているというのがあります。恐らく市としては、提言は受けたものの、従来から行っている施策でカバーできているという認識だから、単位個票の記載はなく施策だけの記載があるというような認識をしましたが、それでは提言する側はこの

ときどういう意図を持ってこの提言を出したのかという、正しい認識がされているのかという疑問を感じるところが課題なのかと認識しています。

続いて、No.31の上から1つ目のポツでございますが、これについて率直な疑問として感じたのが、40人だったのが35人以下になって、35人になったからといって先生の負担が減るのかなというところは疑問でございました。恐らく教室運営についての議論というのはこの業界においては長らく議論されていることだと思うので、適正人数というのはある程度あると思いますし、対応表のNo.29のほうでは20人以下がいいような記載がありますので、35人になったからといって先生の負担が減っているのかというのはすごく疑問でございました。これに当たって、運営する側、先生サイドの、教室の人数が減ったからどうなった、どう感じるかという実感というのは把握しているのか、そこが把握されていないと意味がないのではないかと感じております。

それから全体的な流れとして、今回私のほうで、資料2-1から2-3それぞれの施策について、単位個票がそれぞれ何回使われているか確認しました。やはり研修について触れた単位個票の10番であるとか15番というのが非常に登場回数が多い。10番については27回出ているし、15番については14回出ている。使いやすい施策だと思うし、基礎的な部分なので非常に重要な部分だと思います。だからこそ、今まで皆さんが述べられていたように、その中身がどうなっているのか非常にシビアに見ていかないといけない部分なのかと感じております。

○氏家会長

もしお気づきのことがあれば、後で教えてください。本図委員、お願いします。

○本図委員

私は、これはNo.31の終わりのほうにある部活のところですけども、これについては、市・教育委員会の施策で部活に当たるところだと黒ポツ4つ目ですが、休業日3時間程度で83%も。先生死んじゃうんじゃないかと思えますし、残り17%は遵守していないだと愕然としました。それから3名の任用配置から9名8校といっても、中学校は64校あるので、やはり愕然としますし、それから、この答申での提言は、先生方が余裕がなくていじめが発見できないところもだし、外部指導者になったとしても、逆に子供たちの人間関係の掌握や指導ができなくて、勝利至上主義になっていくとやっぱり困るんじゃないかなというのがありまして、そういう部活でのいじめ未然防止という点での先生方のアンテナとか指導者の方のアンテナという点も入っていると思

ますが、そういう点からも教員の労働環境に配慮した人的配置というのをストレートに書いてあるところからしても、市・教育委員会施策というのはまだマッチしていないのかなと思いました。

○氏家会長

ありがとうございました。庄司副会長、お願いします。

○庄司副会長

No.22のところですけども、感知能力の向上というのがもともとの提言にあって、参考となっているいじめ対策等検証専門家会議でも事案探知の取り組みの充実を図ることということで、いじめの事案をきちんと探知できるようにというお話ということですが、取り組みの充実を図ることについて、これも結局研修になっているので、具体的にどのような取り組みを行うのかというところがまた出てくると思いました。

No.25のところでは情報の共有というのがありますが、2つ書かれていて、校内の情報共有と自校にとどまらず他校との情報交換という話があります。施策を見ると、小中学校間あるいは行政区ごとの話がありますが、校内での情報を共有できる部分というのがどうなっているのか施策が具体的にはないという状況になっています。もちろん単位個票を見ると15で学校いじめ防止基本方針の策定というのがありますが、基本方針の策定だけでは情報共有の環境という意味では十分ではないだろうと思いますので、そのあたりをきちんとどういうふうに考えているのかというところを明らかにしていく必要があると思いました。

次はNo.30ですが、提言としてはP D C Aサイクルを機能させるということが書かれています。施策を見ると、各種専門家会議などの関係で検討するというようなことが書かれているように見えますが、各学校で事案があったときに、どういうふうに次の事案を生じさせないようにするとか、あるいは、教育委員会で類似の事案がほかの学校で生じないようにするとかというようにどこをどういうふうにやっっていこうと思っているのかというところが、実はこれだけだと見えないかなと思います。そうすると、それらの部分を考えていただく必要があるというのがこの提言の趣旨ではないかなと思いましたので、この点が課題であると思いました。

○氏家会長

ありがとうございました。

今はQ & AのQが出た部分でしかないのですが、Aをいただかないとやはり話の進めよう

がないと思います。今日の進め方の中の一つ、3つの提案、調査委員会、再調査委員会からの提言が施策として反映されていたかどうかの部分についての確認が今の段階ということになりますけれども、大きく2つに分けて会長のほうで整理させていただきたいと思っています。

資料2-3の平成28年2月事案に関して、No.29だけが個票での番号の対応がございません。この個票としての対応がないというところについての考え方について、子供未来局になるか教育局になるか、説明いただきたいと思っています。高橋委員も何度か触れられていましたけれども、ある意味で教育の根源的な問題に大分踏み込むところがあったので、個票のような形でということではなく、施策として行うものではなく、教育活動そのもの、原点のようなものだから、個票としての施策としての反映は1つに対応しないから空欄になっているのかどうかというところの考え方について、この場でお聞かせいただけたらと思います。とてもそこまでも回答が出せないというのであれば、今日は今日でそれはそれで先送りしていただいても構いません。

それともう一つは、各委員から幾つか触れていただいて、重なるところと個別のところもありますけれども、それなりに個票との対応の中で指摘いただいた部分もあれば、とにかく施策として上げられたものとして今回ひもづけはしたはずではあるけれども、表現の不足があったりしているところがあるのであれば回答を、どの委員にという対応にしなくても結構ですので頂戴できればと思います。事務局より、お願いいたします。

○事務局（教育人事部長）

若干私からお答えできる分についてお答えしたいと思います。

話として多数出ました事業単位個票の10番の研修に関する部分でございます。これに関しては、1つは研修の中身が分からないと検証ができないのではないかとということ、それから、未然防止に向けた研修というのはどうなんだというご質問もありましたし、校内研修の実施に関するお話も見えていないのではないかとということもございました。そのほか、多くの提言にひもづいていることで、ここがご質問の重要部分になっているものとお受けました。今この時点では確かに中身がよく分からないということになっておりますので、これは再度、例えば研修の中身であったり対象者であったりとか、実施時期であったりとか、そういうことを再度整理いたしましてご提出するというような形をとらせていただいたほうがよいのではと思っておりましたので、その点事務

局内で話をさせていただいて、場合によっては、会議の前段、でき次第で送付するという必要かと思っておりますので、その点につきまして対応をさせていただきたいと思っております。

それから、教員の労働環境の改善に関する部分と、教員の人員配置に関する部分についてです。今時点で労働環境の改善というのが昨年度との比較の中でどのように進んでいくのかというところはなかなか捉え切れていないこともありますし、恐らくは私どもの感触では、そんなにそんなに劇的に改善されるということはないであろうというふうに思っております。これは残念ながらそのように言わざるを得ないということがございます。しかしながら、人員配置については、どのような意図を持ってどういうふうに配置しましたというのはいくぶん数字的にお見せできるような資料も作れると考えております。

労働時間に関しては、例えば一昨年度と昨年度の比較であるとか、そういったことはできるかと思っておりますので、そうした資料も取りそろえながら、これも事前に配付してご議論の参考にしていただきたいと思いますと思っております。

そのほか、教育委員会の取組みにつきましても、要はその実態がなかなか分からないのではないかとということと、あと施策提言に対応していないのではないかとということと、あともう一つ、教育委員会としての取組みの意図がよく分かっていないのではないかと話がありました。その点につきましても今時点でこういうこととお話がなかなかできかねる部分もございますので、その点も整理させていただきたいと思っております。

最後に本図委員からご質問がありました、いじめ対策専任教諭や児童支援教諭のキャリアステージに関することについてです。今時点で申し上げますと、いじめ対策専任教諭の経験や児童支援教諭の経験が何らかキャリアステージ上の例えばプラスの要素として評価され得るものなのかということについては、それはその経験だけで評価するという仕組みにはなっておりません。ただし、そういった責任ある役割を務めたということが実質上の、例えばこの後の管理職に上がっていくとか、そういったことの評価には実質上としてつながることはございますけれども、そういった明確な仕掛けになっているかといえ、それはそういう仕掛けにはなっていないというのが今日すぐできる回答の一つでございます。以上でございます。

○事務局（学校教育部長）

学校教育部長の郷家と申します。私からは資料2-3の29の事業単位個票番号がない件につきましてご説明をさせていただきます。

このNo.29のご提言の内容との関係で、いわゆるいじめ防止等対策事業ということではなく、こちらについては一般的な学校の教育行政の対象の事業ということで、資料3のいじめ防止等対策事業の個票には該当する項目がないという形でございます。必ずしも2-1から2-3の中身を説明するために資料3ができているということではなく、資料3はいじめ防止対策事業に関する独立した資料になっていまして、2-1から2-3までの間で、こちらと関連があるものは個票の番号が振ってあるというような関係になってございます。

○事務局（教育相談課長）

私からは、先ほど話題になりましたP D C Aの機能、No.30に該当する部分についてでございます。

学校、教育委員会のほうで機能させるという点に関して、条例の制定に伴い学校のほうで学校いじめ防止基本方針、これを一斉に作成するというので昨年着手いたしました。条例も含めてそれに伴う市の基本方針の中にありますが、学校において独自に基本方針を改めて改定するというので始めたものでございます。特徴的な取り組みとしては、子ども自身によるいろいろな話し合い活動の中から学校の未然防止の方策をつくっていきましょうですとか、地域の方々を含めての話し合いによって作成してほしいというところを盛り込んでいます。本図委員から先ほどありました意見交換の場に関しては、地域や保護者との意見交換の場を設定し、学校としてこの場を活用しながら、独自に学校の中でその方策をつくり上げていくということを始めしています。

それから、学校の中での情報共有につきましても、校内の組織を立ち上げながら一つ一つのケースにおいて着手しています。その中で、まさにP D C A、いわゆるどうだったのかということを検証し、次の年度を迎えて対応策としてこういったものが必要だと盛り込んでいくというような、学校いじめ防止基本方針を改定していくサイクルの中で情報の共有も含めながら次年度の対応策をつくっていく、そういったことを開始したところであります。

もう1点、校内研修について、どういった内容の研修がされているのかチェックしているのかということについては、これもまた、昨年度末の段階で各学校からいじめ防止対策の計画、年間計画を集めまして、これを4月の段階で担当課のほうで確認しつ

つ、その中で校内での研修の具体を把握し、これを基に、いじめ不登校対応支援チームが全部の学校を回りますので、具体的内容を確認しながら把握していくということをまさに本年度からスタートしているところであります。

様々なご質問等がありました。その一部につきましてお話しさせていただきました。以上です。

○氏家会長

ありがとうございました。委員から質問なり確認なりがあればお願いします。

○本図委員

いろいろ大変なところをご回答いただきましてありがとうございました。市の予算の中でいろいろあると思いますが、ぜひ教育の充実に、予算獲得に、私たちの声を活用していただけたらと思うところです。

働き方改革について、庄司副会長からあった生徒指導の研修というところと自分の中では重なるのですが、No.29について、いじめ防止対策事業の中には該当しないからここには事業個票が載っていないというお話でしたが、標準学力検査を仙台市でやっておられて、大変不幸な事件になってしまったお子さんのことにも関わっていると思うのですが、限局性学習症というような文言が再調査委員会の提言に出ていますけれども、黒ポツ2つ目に標準学力検査を基にして指導法工夫改善加配教員ということが書いてありますが、先生方の働き方改革とか生徒指導問題とか、何より子供たちの学校への居心地とか充実ということを考えてときに、標準学力検査を現在4月にやっていらっしゃると思いますが、そうすると、結構先生方の中でこの分析と対応という点も負担になっているか、適当に済ませてしまうかという気がして、これを、例えば前年度の12月に行ったものを、次年度の対応に活用していくというような、視点をちょっと変えていただくと、これが生徒指導問題の研修にもなるし、お子さんの居心地とか自己効用感にもつながるし、先生方の働き方改革にもつながるし、PDCAサイクルにもつながり、いじめだけではなく、いろんなこと、生徒指導問題も含めてPDCAサイクルを回していくということだと思いますので、そこにつながるのではないかと考えております。

○氏家会長

同じことをやるにしても効果的な時期は検討すべきことだと思いますので、この会議から上げられるかどうかは別にして、ご意見として賜りました。

先ほど事務局からご回答いただいた部分がありましたけれども、3つの提言に関して重なるところもありながらも表現が様々でもあったので、委員の皆様から確認なり再度の質問があればお願いしたいと思います。

今の段階で、繰り返しになりますけれども、施策として出されているものの確認ということではありましたけれども、本市が関わって、調査、再調査という形で提言を受けているものを反映させたものとのすり合わせが今日のこの時間帯の一番の課題でした。やはり、施策として出していたと言われているもので実は提言のほうでもいただいたものもあれば、提言のほうからいただいていたものと施策を重ね合わせてみると非常に限られたところに集中するものがありました。それから、古川委員より最初のほうでありましたが、一口で相談といっても件数の非常に多いものもあれば少ないものもありました。私はそれをどう評価するかというのはまた次の段階に行かなければいけないんじゃないかなと思いますけれども、まず今日のところで一番最初やらなければいけなかった部分として、これはいいとかだめという問題でもないですけれども、少なくとも本市の自死事案に関する再発防止に向けた提言に関して、施策として一応は、100%でないにせよ施策の中のほうに反映はされているというところだけは一応合意を得てよろしいものでしょうか。

○庄司副会長

私の立場からするとそこが分からないというのが今日の発言の趣旨です。つまり、提言の表現と施策の内容、あるいは施策として出されている単位個票というのを見たときに、提言が求めているものがきちんと行われているかどうかが見えないんですね。大体は研修を行うみたいな形になってしまっていて、その研修の内容がよく分かってこない、求められている提言と対応しているのかどうかという部分が読めない、そこをまず確認しましょうというところが今日の私の発言の趣旨でございました。

○氏家会長

この会議が機能しなければいけない部分だと思いますので、今のところに関してのご意見はいかがでしょうか。だから、提言と施策がずれていたのでは話にならないわけですし、提言は出されていて、施策としてもあるからよしとするものなのか。今の庄司副会長の言葉は、私も実を言うとそこは同意できる部分ではあるので、だから、提言で出されているし施策としてもやっているからいいんだよというふうにしていいものではないと思います。ですから、そういう意味からするとすれば、まずすごく目立

つ部分として研修というところが1つあり、今後テーブルに上げなければいけないところかと思いますが、今日は内容まで入らないので、次回以降の切り込みになるかと思うので、やはり施策がきちんと提言を受けた形にはなっていないのではないかと、うふうに言わざるを得ないという仮定の下に進められるところではないかなと思います。委員の皆様から、ほかに何かお気づきのところ、先ほど、例えば不登校というか、ユーザーサイドというかコンシューマーサイドから見ると分かりづらいという表現上のところなど、古川委員、いかがでしょうか。

○古川委員

コンシューマーサイドというところはちょっとパツとこないですけども、結局、今各委員がお話しされた点、内容が見えないということは、やはり提言に対応した施策になっているかどうか判断できないというところで、それが集中しているのが10番であったり15番であったりするかと思います。そこをはっきりさせた上で、具体的にどのように実施されているのかははっきりさせた上で、確かに提言に対応した施策になっているねというような評価を進めるというのがいいのかなと感じております。

○氏家会長

この時点では、やってますよということだけでしかないですね。

○古川委員

そうなんです。やってますってふんわりはそうなんだろうなと思いますが、具体的なところは分からない。

○氏家会長

本図委員はいかがでしょうか。

○本図委員

そうですね。私は半分教育委員会のいろんなところを知っているので、個票10番の例えば研修なんかも、自分が実際講師になって校長先生たちにこの事件のことなどをお話ししているので知っています。研修ではワークショップもやってもらったりして、先生方が本当にこうやっていろいろ考えなきゃいけない、ミドルを育てなきゃいけないというのも実感として知っているので、個票10番の成果も教育センターに言えばいろいろすぐ出てくると思います。最近の研修は一方向ではなく、それは氏家会長もご存じのように内面化していく。その上でさらにもっとなされるといいなと思うのは、フォローアップはちょっと弱いかなと思っています。学校で教育センターに出かけてい

った人が必ず伝講とあって、氏家会長もご存じのように必ず校内でも教育センターで学んだことを伝えて研修もしているんですね。それをじゃあ一例ずつまた出せという大変だなと思うんですが、でもやっぱり庄司副会長や古川委員が外から見て分からないものは、そこはやっぱりせっかくやっぺらっぺらすることを分からないままにして、何かほわっとだけしているんじゃないとしてしまうのは、かえって教育委員会の先生方のすごく一生懸命やっぺらっぺらすることがもったいないかなとも思うので、それを、あまり緻密なものでもなくてもいいので、こんなふうにしてただこうやっぺらっぺらだけじゃなく、必ずアンケートもとって、書いてもらって、どういふふうにしてそれを学校で活用していくということの一端でいいから、こういふふうにして勉強しっ放しでもないんだということをご理解いただいて、ひいては仙台市民の皆さんに理解いただけるようなステップはあつていいのかなとは思っています。

○氏家会長

多分この会議の大きい役割として、教育局を責めるとか子供未来局を責めるわけでもないですし、ただ、やはり先生方がどんなに頑張つたといつていても、仙台市はよその町から見たら、一つの自治体の中で中学生に相次いで自死をさせてしまったという非常によくはない経験をしている町なわけですね。ですから、その町でこういふふうな形で先生方のスキルアップを図るようなことをしていますよといつても、やっぺらり周りの方はそれを「いいことやっぺらつてますね」とは言わないと思うんですね。

ですから、今委員から言つていただいたところが非常に分かりやすいところにもなるかと思うからでなんですけれども、また、断言するわけでもなく、また委員の方からもご意見をいただきたいと思いますが、提言も受ける、施策としては研修という形にしている部分がある、あとほかにも幾つかポイントはありますけれども、しかし、研修をこれだけやっぺらつていて、分かる人にとってはいいのかもしれないけれども、やはりその結果がきちんと出ていないか、あるいは、少なくとも研修をやつたといふだけのことでしかないのであれば、研修そのものを全否定する気も全然なくて、ただ、こういふふうな形の研修もやっぺらつているんだということは示していただいて、その上で、よりだからこれが、先ほど高橋委員もおっぺらつていましたけれども、もしかすると研修を受けてきてもその学校によっては、全ての学校が同じように受け取るんじゃない、校長先生のお立場によって、効果が上がる学校もあれば、研修を受けてきただけで終わつてしまう学校もあるかもしれないので、その意味において、研修については、

こういった形で行われているものがあるのか、ここは効果があるというところは私たちもこの会議としてお認めしてもいいといいますか、するべきところもあると思います。ただ、一方では、先生方によっては研修に行くのが楽しい先生もいれば、まさに研修が「また私か」となっている先生もおられるんじゃないかなと、これは勝手な想像ですけども。ですから、この研修の部分のところは、一つ掘り下げてみるポイントにはなるのかと思ったところです。もちろんそれは研修だけではないですけども、でも研修は一つ大きい要素になるのではないかという思いがありました。

本図委員、まとめていただきましてありがとうございます。高橋委員、それこそお立場的に複数の立場を経験されていて、より見えてくるようなこともあるかと思いますが。

○高橋委員

そうですね、研修を企画する立場でもありましたし、管理職になって受ける立場でもありますし、やはりどちらも大事だと思います。今の研修は一方通行ではなくて、事例検討とか演習とかどんどん取り入れられていて、中身そのものは大変面白い内容になっているのかなというふうに思います。ただそれは、それぞれの先生がやはり、繰り返しになりますが、学校現場に帰って学校組織として実効的に生かせるような状況になっているかどうかというところまで見ていかないと、研修が本当に生かされているかどうかという話にはなっていないのかなと思います。個々の学校でどのようにやっているか等までは把握はしていませんが、せっかく研修をしていただいている以上、我々としてはそういった責任も逆にあるわけで、そういったところが明らかになってくればいいのかと思います。

○氏家会長

研修にこだわった部分もありますけれども、ただ、今日のところは研修の話題が目立っていたかと思います。

庄司副会長、何かもし、今のところに限らず抜け落ちているようなところとか、先ほど論点確認したかったというところも含めていかがでしょうか。

○庄司副会長

研修以外でということ言えば、古川委員より立ち位置がよく分からないというお話があったのは、恐らくNo.8のところ、いろんな専門家が入ってきたときに専門家の立ち位置がよく分からなくて、それが有効活用につながっていないのではないかと

う趣旨だったかと私は理解していましたので、いろんな方々が学校に入っていくというところも含めて人員配置の話というものも問題にはなるんだろうなとは思っていました。先ほど会長と古川委員の話がありましたので。

○氏家会長

そうでした。ソーシャルワーカーとかカウンセラーなど応援する側にもなりますが、そういった学校の先生とは違う目線の人が入ることが効果的だと一般的には言われていますけれども、しかし、肝心の学校側がそれを受け入れる土壌がなければ多分どうしようもない。当然ロイヤーの方も同じだと思いますが。そのような形での様々なマンパワーの絡み合いのところはどうなっているかというところまで含むかどうかは一旦置きますけれども、少なくとも今日一応見出しとして、次回、今年度の検討の大きい柱としては研修というところで、実行されているというふうに見えるものはあるけれども、それが本当に研修がいじめの防止の機能として質的に担保されているものなのかどうかというところは、今年度、私どものこの会議で少し掘り下げてもいいものではないかなと思います。研修について、やっていることがだめだとかいうわけではないですけれども、こういう形でやっているとか、研修が機能するためには学校なり学校の管理職の先生方にもこういったところも協力を仰がなければいけないのではないかとすることは一つのモデルになるかと思しますので、研修については少し掘り下げていけたらと思います。

それから、昨年度はいじめの専門の先生がおられるというところについての掘り下げを行いましたけれども、まさに校外から校内の意味での雰囲気改善であったり、いじめ防止の目的を含めてになりますが、さまざまな専門職の方が入られているとして、しかし入っているからいいのかどうかというところは、これだけでは読み取れない部分もあるかと思うので、そのあたりについて、結局専門家が入ったということで、専門家の側に一方的に任せるじゃだめだと思っていますが、先生方が専門家とコラボレーションがきちんととれるようであればだめだと思しますので、研修と今のようなマンパワーの効果的な配置のようなところ、機能のようなところまで、両方含みになるかそれとも研修だけになるかどうかはこれからですが、その点について1回私を含めて預らせていただく形にさせていただきたいと思います。少なくとも研修については今年度私たちが踏み込んでいくべき大きな課題ということで、今日のところはまとめさせてもらってよろしいでしょうか。

今日の段階ではこれ以上延々掘り進んでいってもまた私たちの話も堂々巡りになってしまうと思いますので、一応研修のところについては掘り下げるべき課題として合意事項とさせていただいて、次回からは少し内容のほうに踏み込んで入っていきたいと思います。まずは今日のところのたどり着くべきゴールは見いだせたのかなと思います。

委員の皆様から何かあれば。

○本図委員

研修というところで異存はありませんが、そのことと合わせてやはり高橋委員がおっしゃった、学校独自というか創造的に小中の先生たちがとにかく顔を合わせて子供の情報交換をしようよと、これも学校での研修だと思いますが、こういった取組みも、小中連携の情報交換ということもとても重要だと思っていて、そのことと合わせて教員の労働条件の改善とか人的配置というところは、すぐ予算がつくとかそういうことではないにしても、もっと効率的なことはできないかとか、そういう点でも引き続き論点なのかなと思います。研修をとにかくやみくもにやればいいのではなくて、労働の改善ということとパラレルに考えながら効果的な研修とは何なのかと、それはひょっとしたらもう学校でドンとやってねということかもしれないねみたいなこともあると思うんですね。このことを連関して考えていく必要があるのかなと思っております。

○氏家会長

おっしゃるとおりで、先生方に限らず多分一般の方もそうですけれども、研修を受けるのが趣味で好きだというような人にとっては研修は楽しくもあり、しかし嫌々行かされたら研修の効果もないし、研修はなぜ行くかということ、それが実践なりにやはり返せるかどうかのところだと思うので、そうなれば自ずと労働の問題であったりマネジメントの問題にもなるかと思うので、本当の意味で研修が実効を上げるためにはそのあたりには触れなければいけない問題だと思います。研修の中身からまず入り口はとっていきながら、今のようなどころまで含めていきたいと思っております。

では、今日のこの会議はここまでさせていただきたいと思っております。事務局お願いします。

○事務局（子供未来局次長兼いじめ対策推進室長）

今日は、提言と施策とのマッチングに関して、委員の皆様にご議論いただいたところ

でございますが、提言の趣旨を踏まえた施策になっているかどうか、そこが見えないという疑問が研修を中心に多々あったところでございます。これに関しましては、先ほど教育人事部長の谷田等も話しましたように、この場ですぐという訳にはまいりませんので、ご回答というものに関しましては、まず事務局のほうで整理をいたしまして、その後、回答の示し方や今後の進め方に関しましては、申し訳ございませんが、氏家会長、庄司副会長と事務局のほうでご相談させていただいた上で、また明らかにしてまいりたいと思います。できれば私どもとしましては、2回目の会議に向けて事前にお示しできるような形が望ましいとは思っておりますけれども、そこに関しましても具体的な進め方に関しましてはお話させていただきたいと思っております。

5 その他

○司会

もう1点、事務局からご連絡です。会議日程についてでございます。

次回の会議日程については、決まり次第、改めて委員の皆様にお知らせいたします。

引き続き日程調整にご協力くださいますようお願いいたします。

6 閉 会

○司会

それでは、以上をもちまして第1回の検証会議を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。